

令和5年度

第一種施設における受動喫煙防止対策の  
現状調査結果報告

令和6年1月実施  
盛岡市保健所健康増進課

# 調査の概要

実施目的：健康増進法に規定する第一種施設の喫煙環境の実態を把握し、適切な措置を講じることで受動喫煙防止をより一層推進するため

調査方法：調査票による

調査対象：健康増進法に規定する第一種施設に該当する事業者  
(令和4年度調査未回答事業者および新規事業者)

送付数：374事業者(うち廃業10事業者)

回答方法：専用フォーム、ファックス、郵送

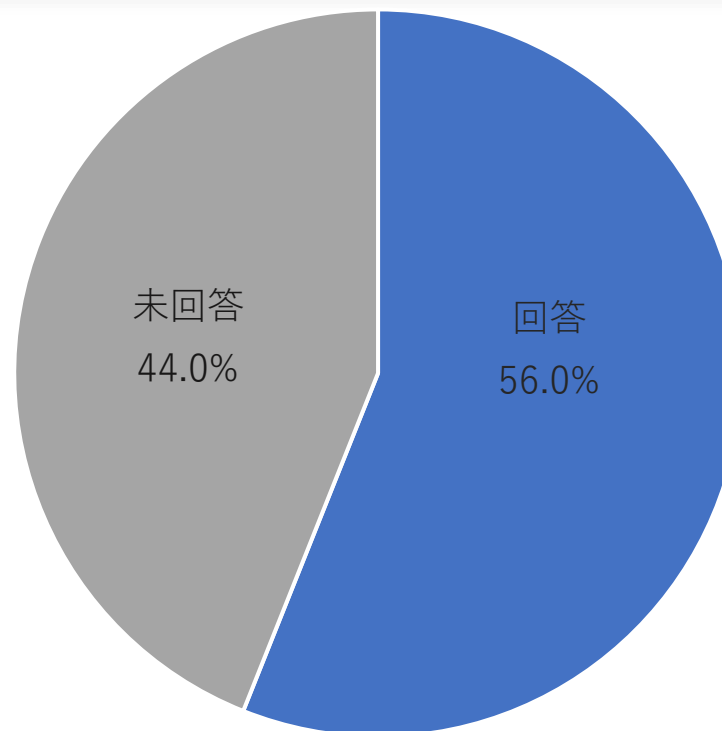
調査期間：令和6年1月19日(金)～令和6年2月2日(金)

# 回答率

対象数：364事業者

有効回答数：204事業者

有効回答率：56.0%

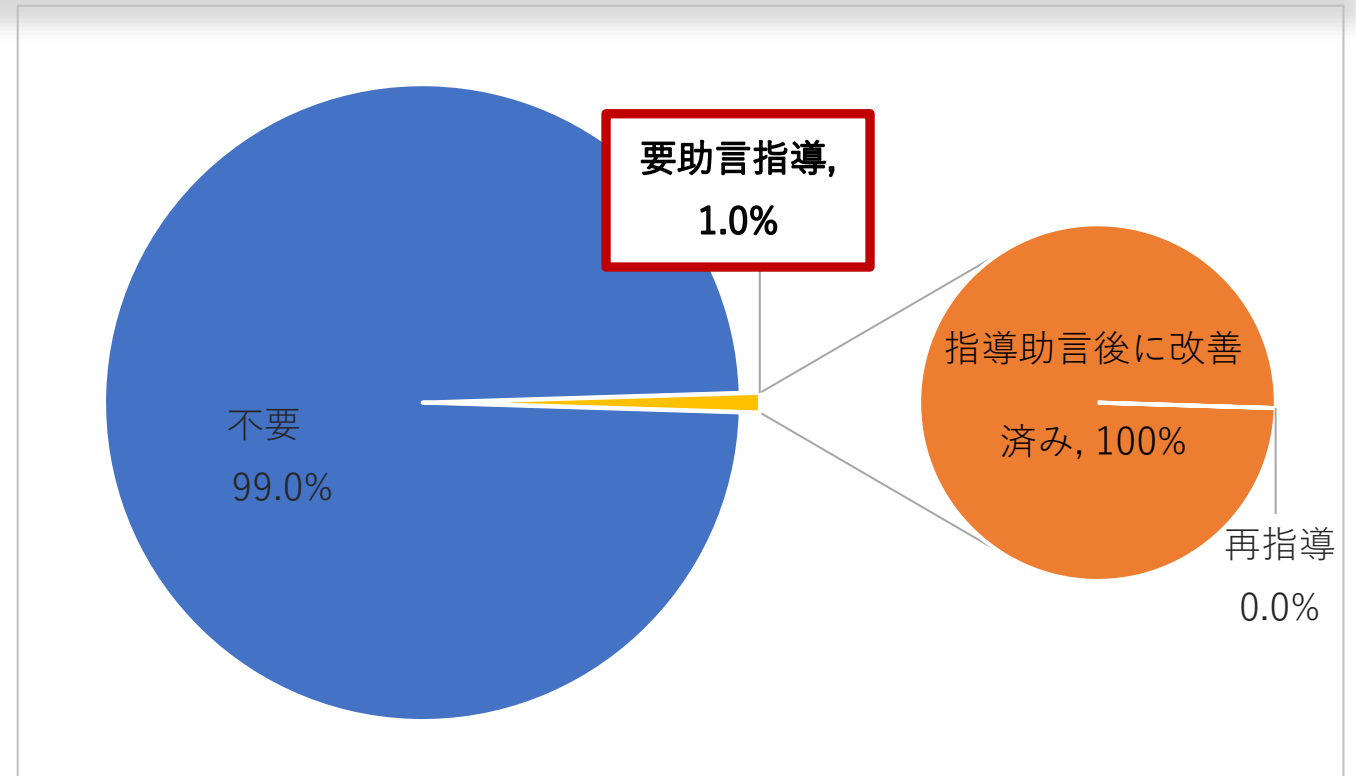


# 判定

- 助言指導不要 202事業者
- 要助言指導 2事業者  
→ 指導助言後 改善済み

## 【助言指導内容】

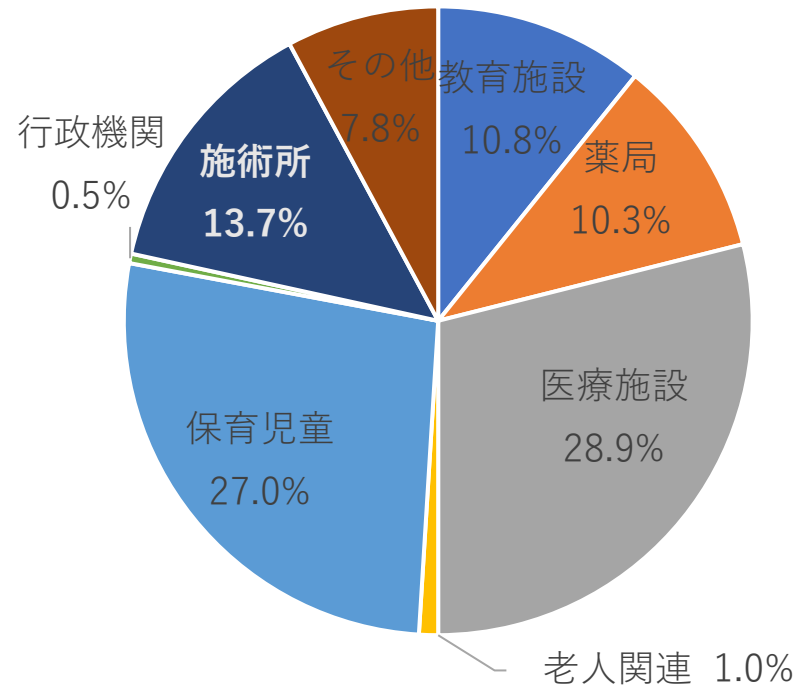
- 特定屋外喫煙場所に区画、標識なし
- 屋外に特定屋外喫煙場所以外の喫煙場所あり



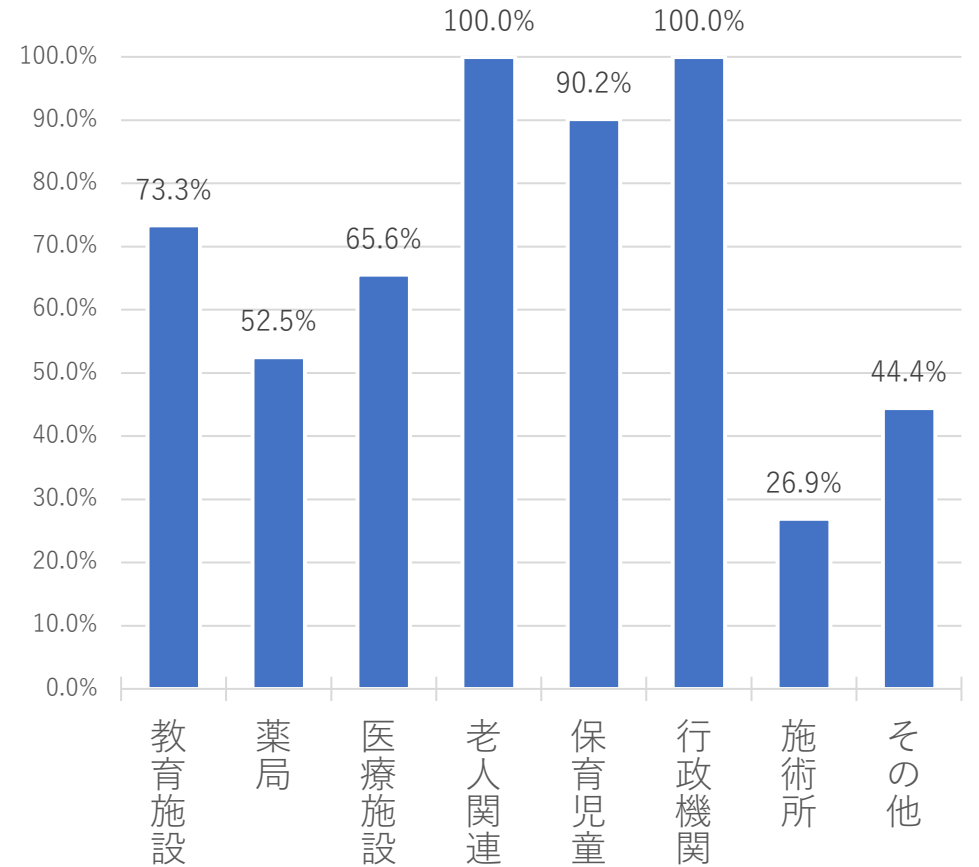
# 【設問 1】 施設区分について、該当するものに☑を付けてください。

施設区分	送付数	回答数
教育施設	30	22
薬局	40	21
医療施設	90	59
老人関連	2	2
保育児童	61	55
行政機関	1	1
施術所	104	28
その他 (放課後等デイサービス、障害児通所支援事業所など)	36	16
計	364	204

【施設区分の割合（全体）】



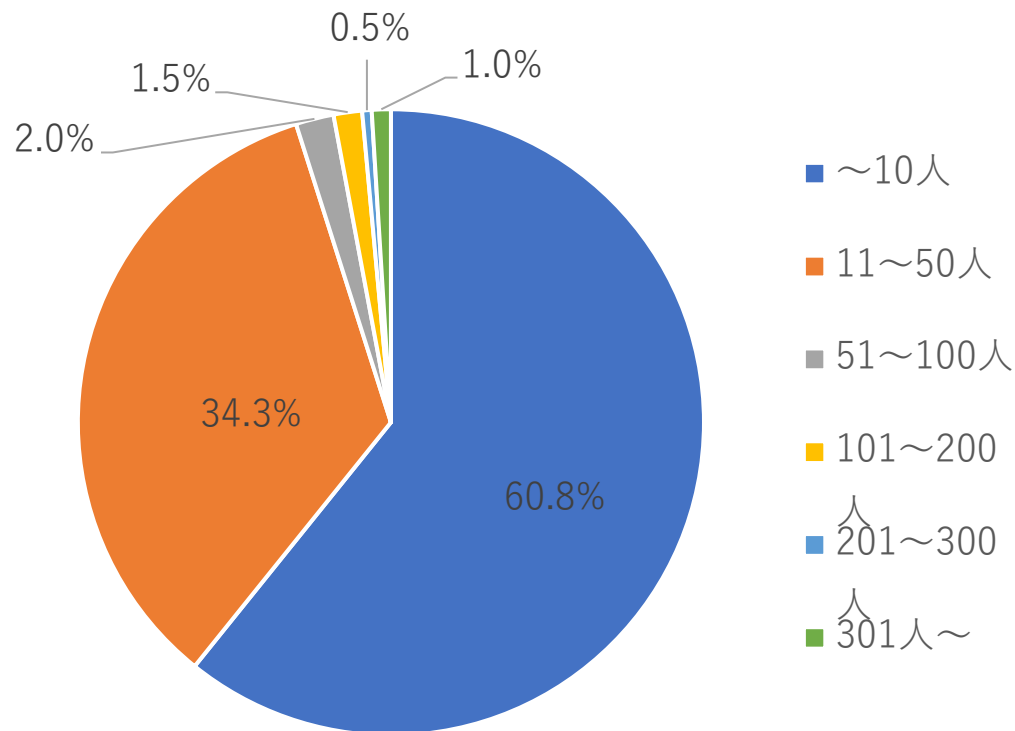
【施設区分別回答率（回答数/送付数）】



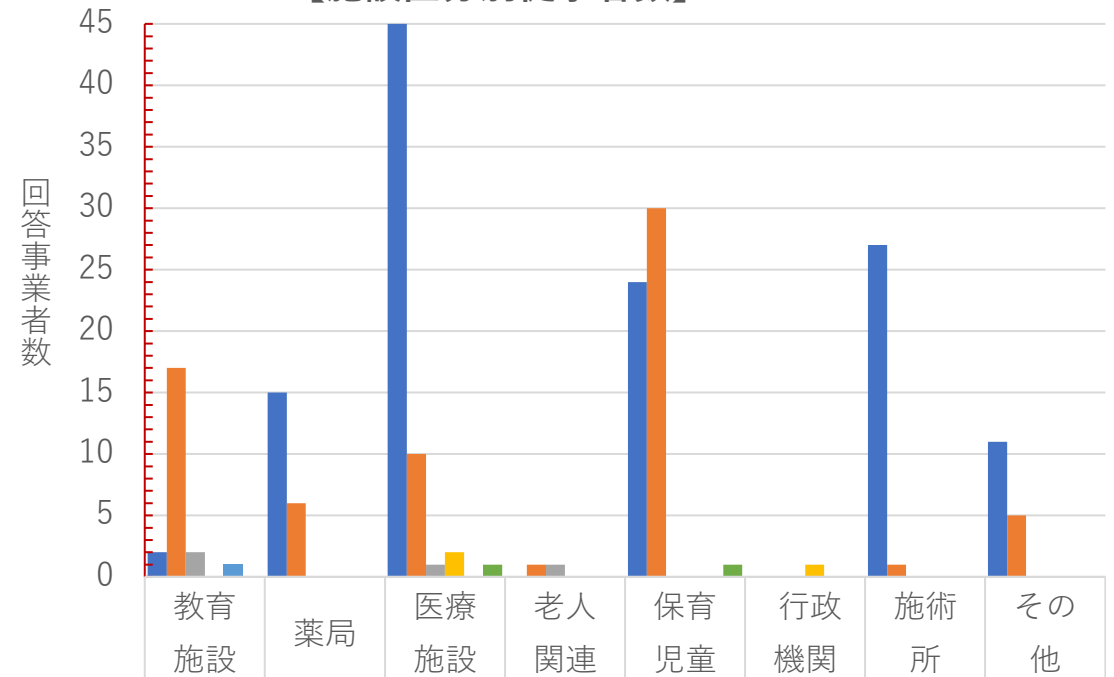
施術所の回答率が26.9%と低調であった。

# 【設問2】 従事者数について、該当するものに☑を付けてください。

従業者区分	～10人	11～50人	51～100人	101～200人	201～300人	301人～	計
回答数	124	70	4	3	1	2	204



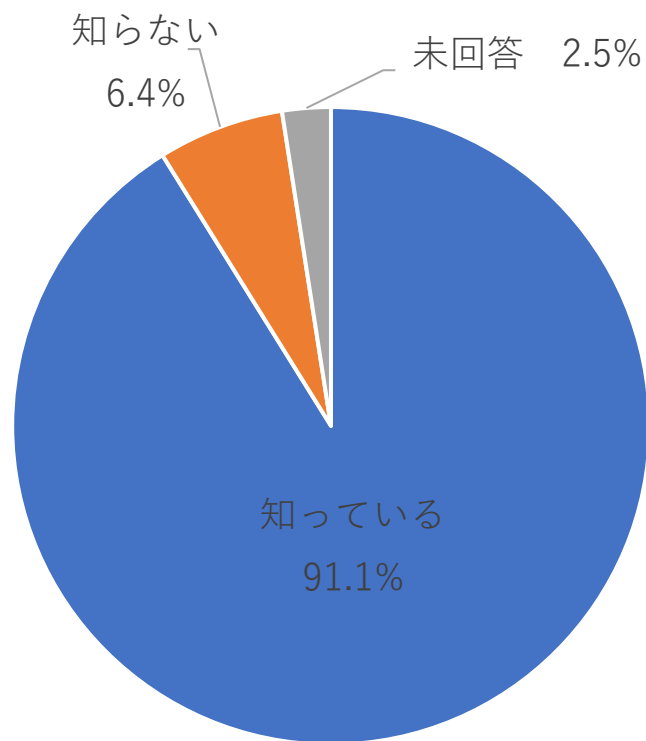
【施設区別従事者数】



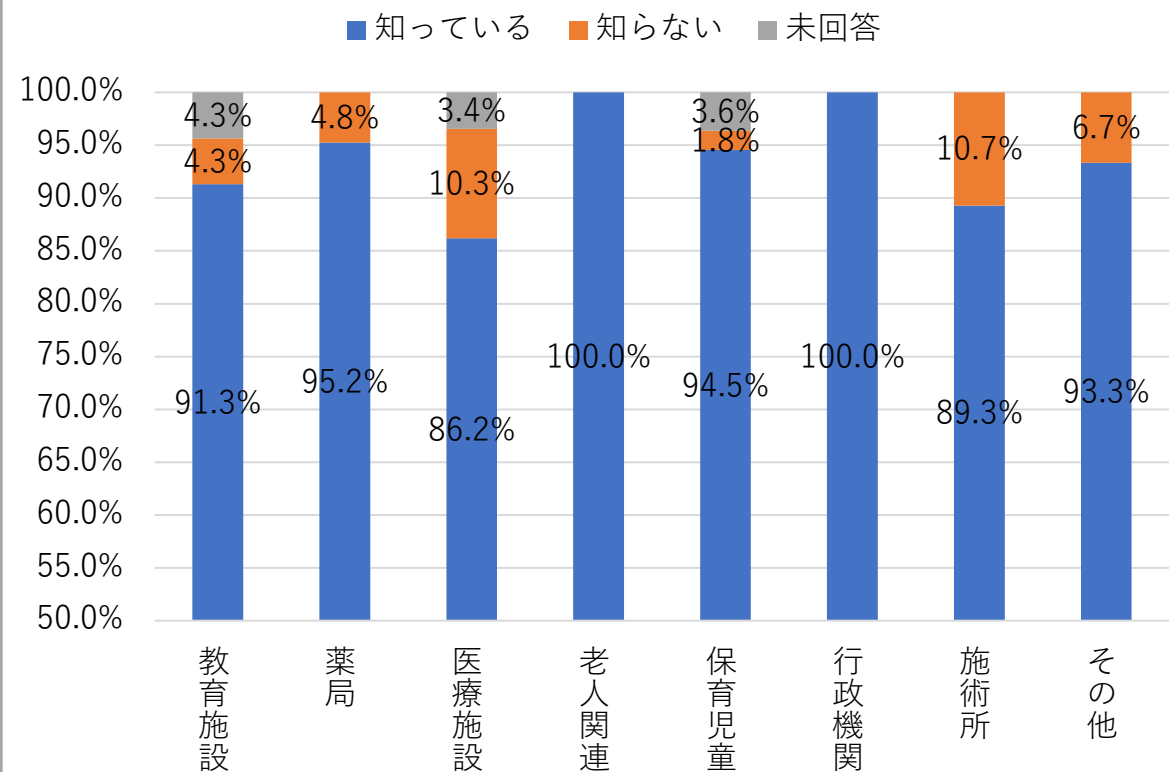
～10人	2	15	45	0	24	0	27	11
11～50人	17	6	10	1	30	0	1	5
51～100人	2	0	1	1	0	0	0	0
101～200人	0	0	2	0	0	1	0	0
201～300人	1	0	0	0	0	0	0	0
301人～	0	0	1	0	1	0	0	0

# 【設問3】平成30年7月に健康増進法が改正され、第一種施設は敷地内禁煙が義務付けられたことを知っていますか。

知っている	知らない	未回答	計
186	13	5	204



## 【施設区分ごと敷地内禁煙認知度】



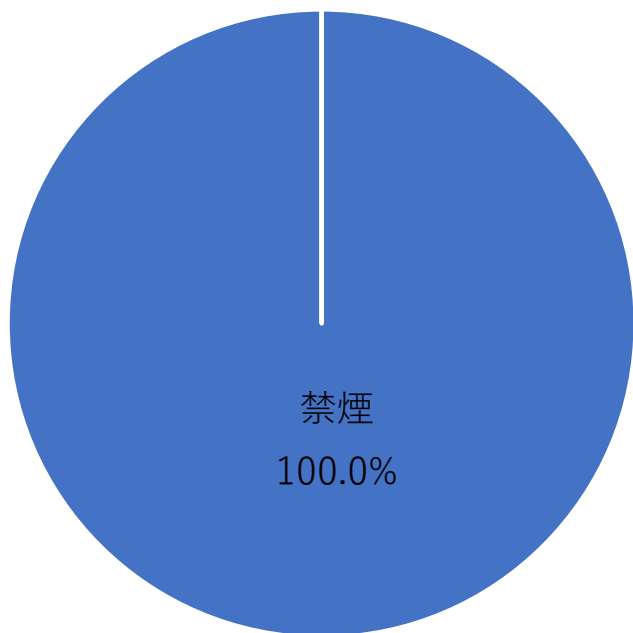
第一種施設は敷地内禁煙の義務化については事業者の90%以上が知っており、認知度が高いことがうかがえた。

【設問4】 敷地内の状況について、該当するものに☑を付けてください。

【屋内】

禁煙	喫煙所あり	該当なし	計
204	0	0	204

【屋内】



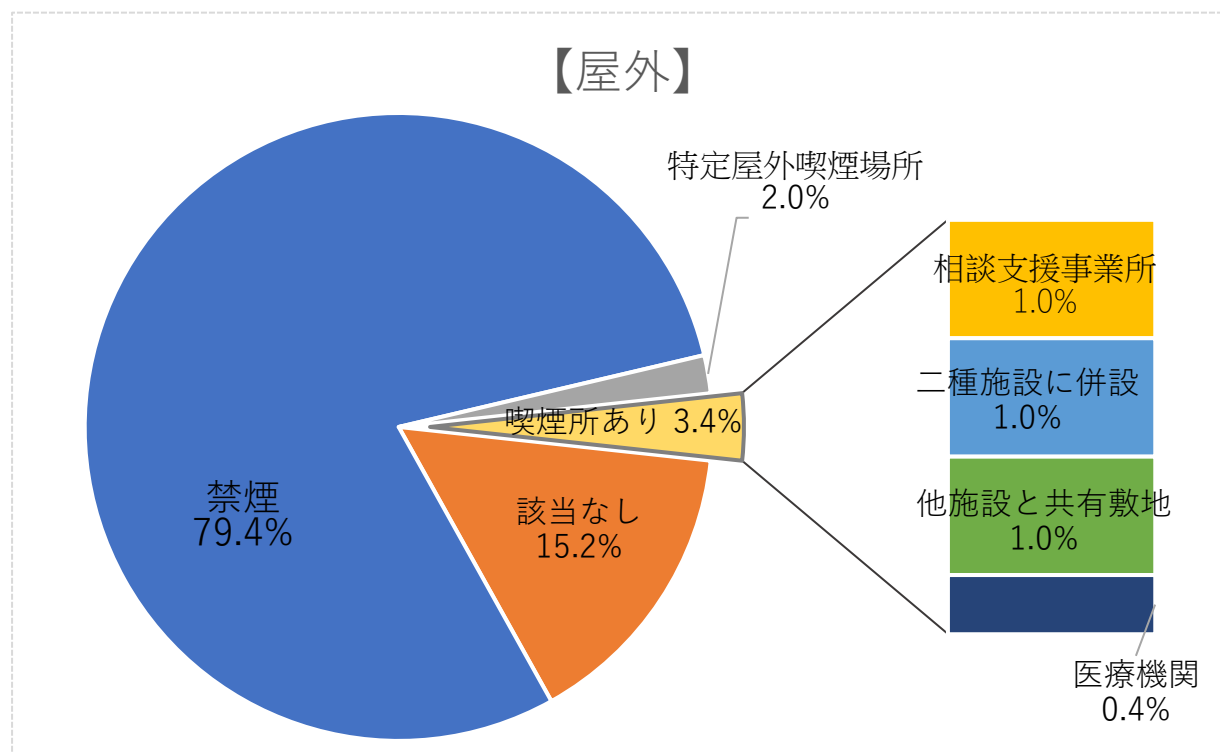
【屋外】

禁煙	※1 特定屋外喫煙場所あり	喫煙所あり	※2 該当なし	計
162	4	7	31	204

※1 特定屋外喫煙場所 …厚生労働省が定める基準を満たした屋外の喫煙場所

※2 屋外「該当なし」：屋外は共有地、敷地外などの理由

【屋外】

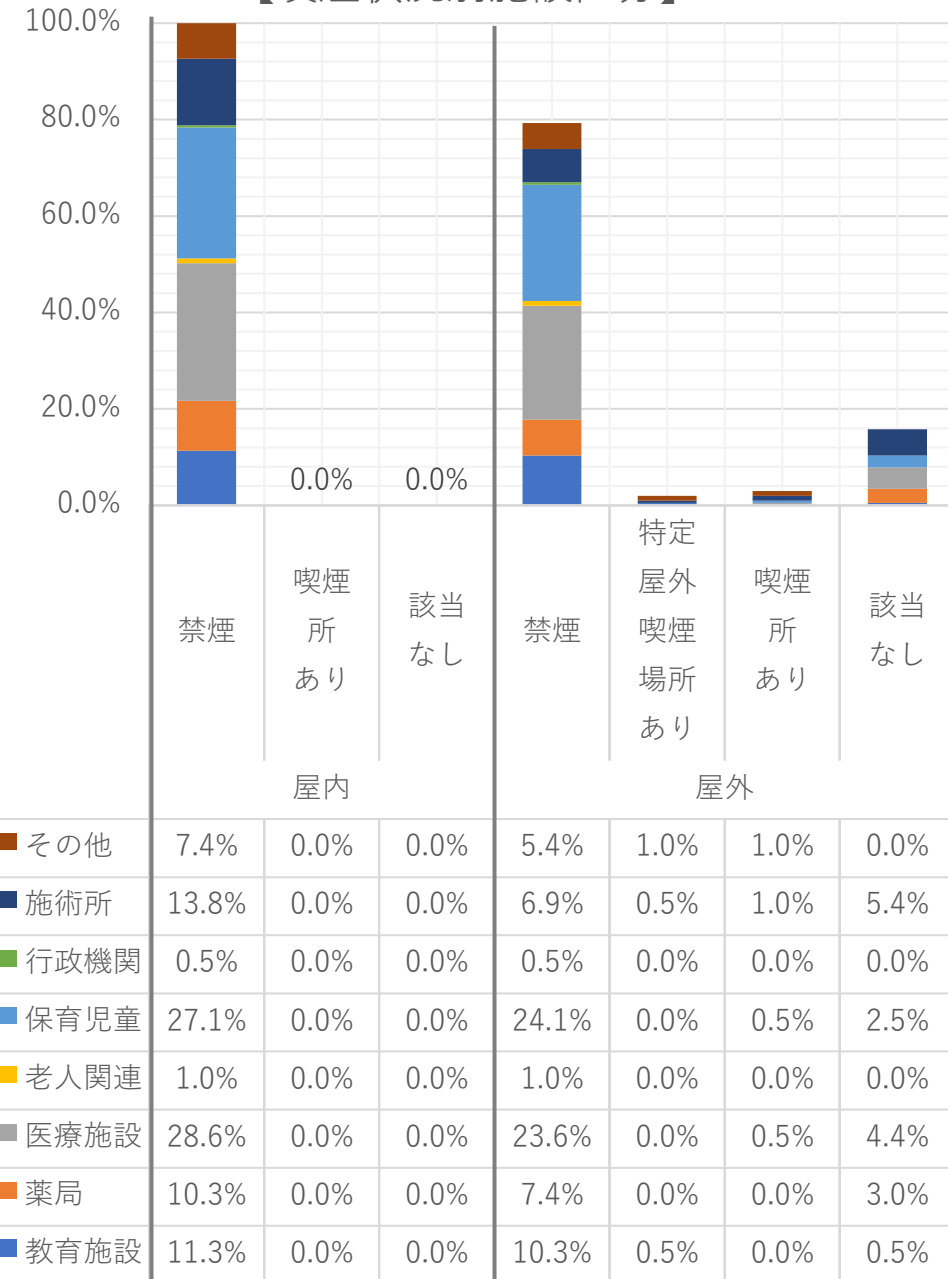




## 【施設区分ごと喫煙状況】

	屋内			屋外			
	禁煙	喫煙所あり	該当なし	禁煙	特定屋外喫煙場所あり	喫煙所あり	該当なし
教育施設	23	0	0	21	1	0	1
薬局	21	0	0	15	0	0	6
医療施設	59	0	0	49	0	1	9
老人関連	2	0	0	2	0	0	0
保育児童	55	0	0	49	0	1	5
行政機関	1	0	0	1	0	0	0
施術所	28	0	0	14	1	2	11
その他	15	0	0	11	2	2	0
計	204	0	0	162	4	6	32

## 【喫煙状況別施設区分】

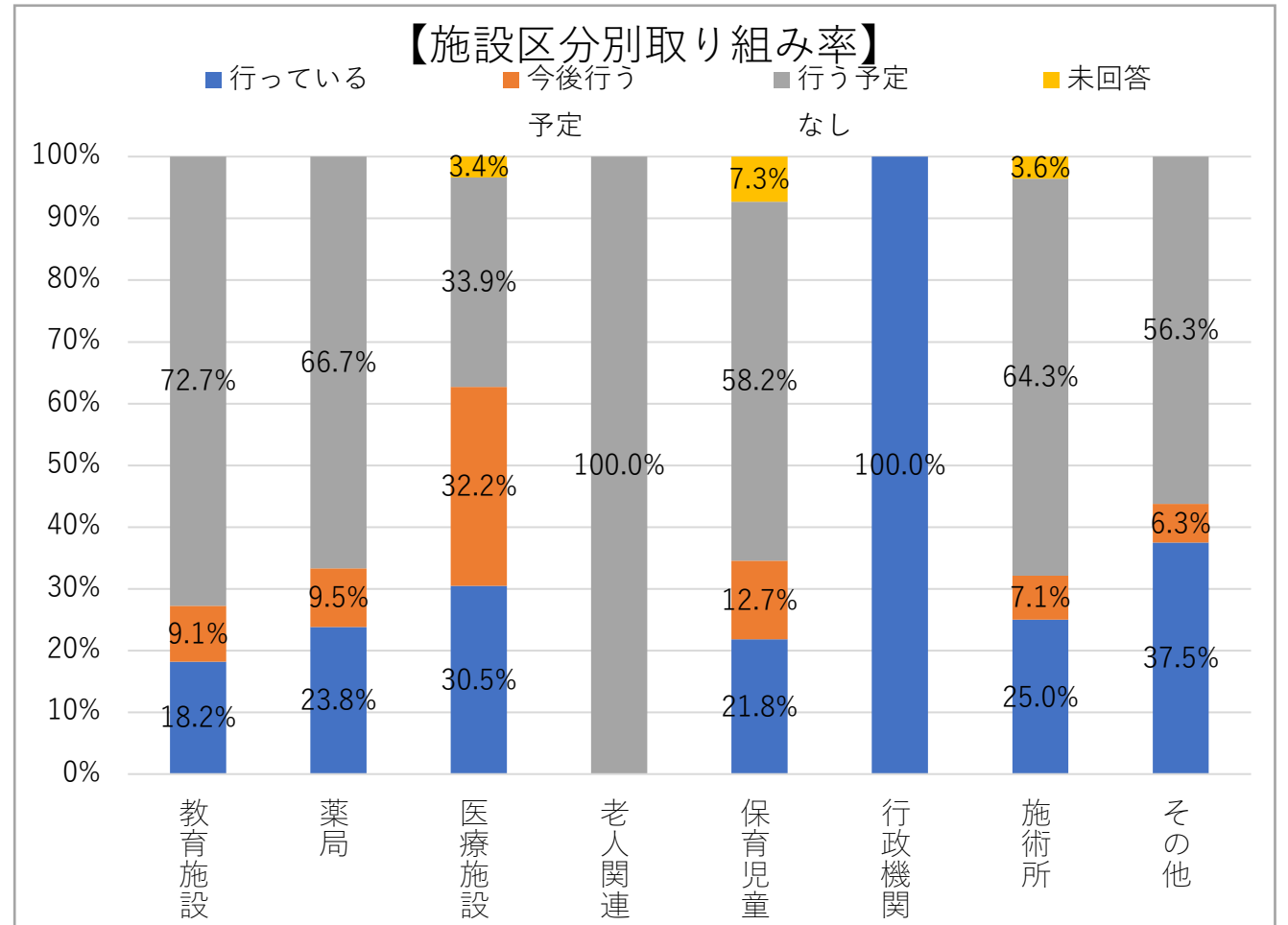
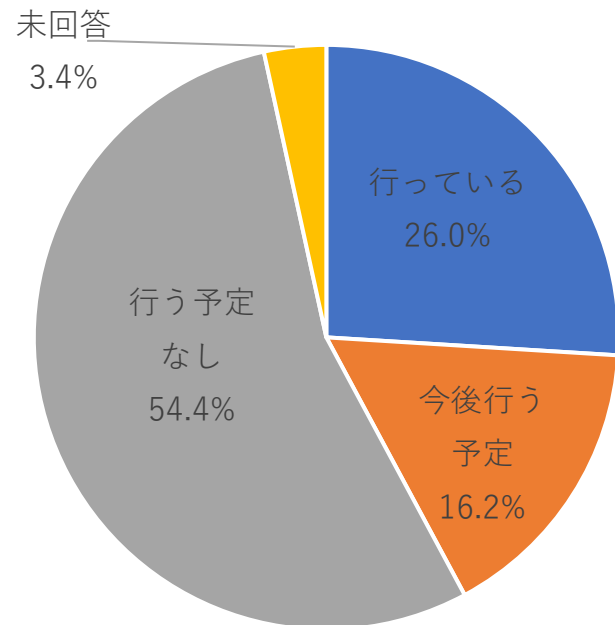


【設問 5】 4で「特定屋外喫煙場所あり」、「喫煙所あり」と回答した方のみお答えください。

	設置場所	設置理由	設置継続	廃止予定	備考
特定屋外喫煙場所 あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場</li> <li>・ 建物裏</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙者のため</li> </ul>	4	0	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病棟ベランダ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強い喫煙希望があるため</li> </ul>		1	要指導対象
屋外喫煙場所 (特定屋外以外)あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の裏</li> <li>・ 入口わき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙者のため</li> <li>・ 喫煙者の権利に配慮</li> </ul>	2		第一種施設対象外のため助言指導不要 (相談支援事業所)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の裏</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併施設利用者喫煙者がいるため</li> </ul>	2		第二種施設に併施設のため助言指導不要 (施設屋内は禁煙)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ショッピングモールの敷地内</li> <li>・ 多店舗と共用の駐車場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙場所設置者ではないため不明</li> </ul>	2		屋外は敷地外のため助言指導不要

## 【設問 6】 職場において、禁煙を推進する取り組みを行っていますか。

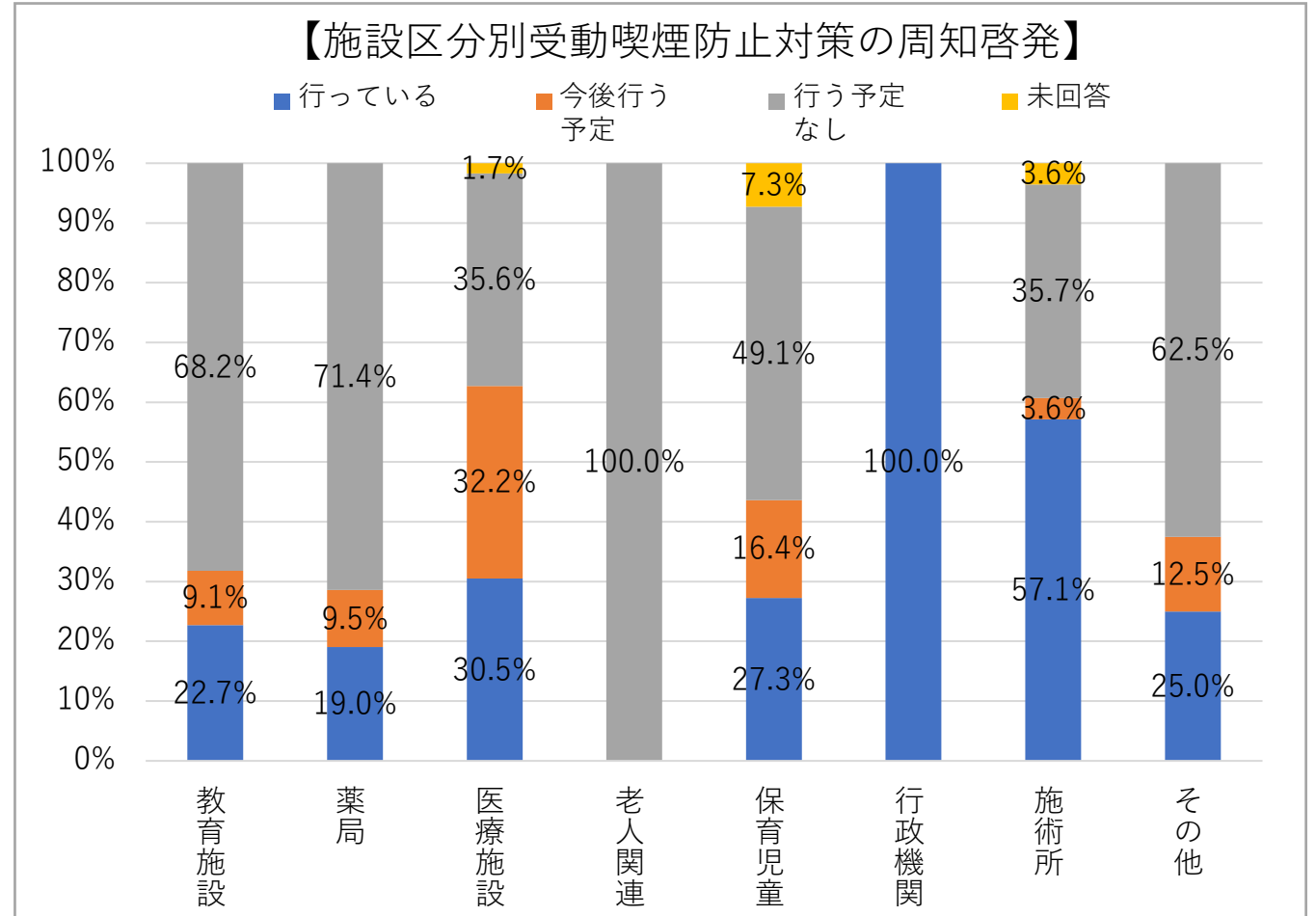
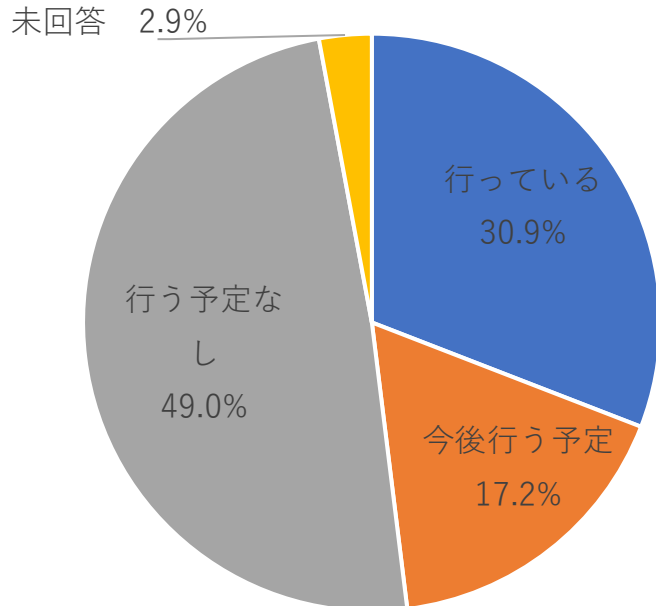
区分	回答数	内容
行っている	53	ポスター掲示、研修、表彰、入社時の同意
今後行う予定	33	
行う予定なし	111	
未回答	7	



医療機関においては、禁煙推進の取り組みを「行っている」または「今後行う予定」を合わせると62.7%と半数を超えていた。

# 【設問7】 職場において、受動喫煙防止対策の周知啓発を行っていますか。

区分	回答数	内容
行っている	63	ポスター掲示、研修、表彰、入社時の同意
今後行う予定	35	
行う予定なし	100	
未回答	6	



受動喫煙防止の周知啓発については医療機関のほか、施術所でも「行っている」または「今後行う予定」を合わせると60%以上と、半数を超えていた。また、保育児童施設では、施設への送迎時等に親→子どもの受動喫煙に気づくことがあり、受動喫煙防止の周知啓発をしている事業者もいた。

# 【設問 8】 自由記載 (受動喫煙防止対策に関するご意見)

## 【複数意見】

喫煙者がいないため、特に対策をしていない	6
敷地内「禁煙」の徹底	4
受動喫煙防止条例の制定を！	2
喫煙者が減っていると感じている	2
その他	7

## 【その他】

- ・ 電子タバコの使用にも対応が必要
- ・ 非喫煙者であっても医療関係者は少なくとも知識として身につける必要があると考えています。
- ・ 歯科医師としては、ヘビースモーカーの親と同居のお子さんの歯肉の約8%にニコチンによる黒ずみが見られるという報告がありますのでお子さんを通して禁煙のお話をしております。
- ・ ジャンパー等にたばこのにおいがついて登園する子（車の中で親が喫煙している）、寝具にたばこのにおいがついていない子（家の中で家族が喫煙している）などが見られます。
- ・ 人としてのモラルを願います。

# 考察

- 第一種施設では、喫煙者がいないから「結果、禁煙となっている」事業所が多いと感じたので、第一種施設は「敷地内禁煙」がルールであるから、「禁煙の措置を講じている」と認識していただけるよう、改正法の概要についても、継続した周知啓発が必要と感じた。
- 屋外に喫煙所を設けている事業所のほとんどが、「喫煙所設置継続予定」であることより、喫煙者が一定数おり、喫煙所設置の要望が強いことが窺えた。

# 今後について

- 改正法の概要（第一種施設：「敷地内禁煙」、第二種施設：「原則屋内禁煙」その他ルール）についての周知啓発
- 今回調査の未回答事業者+R6新規事業者に対する現状調査 など